

○興部町狩猟免許取得等補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 29 日訓令第 10 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物及び人畜への被害防止を図るため、新たに有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得及び猟銃所持許可の取得に要する経費に対し、興部町狩猟免許取得等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、有害鳥獣の捕獲従事者の増員及び有害鳥獣捕獲の促進を図ることを目的とする。その交付に関しては、興部町補助金等交付規則（平成 27 年規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項に規定する狩猟免許のうち、わな猟免許又は第一種銃猟免許をいう。

2 この要綱において「猟銃所持許可」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条に規定する銃砲の所持の許可をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請時において町内に住所を有する者
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日以降に狩猟免許等の取得をし、その取得に要した費用の支払をした者
- (3) 一般社団法人北海道猟友会興部支部興部部会（以下「興部部会」という。）に入会し、又は入会している者
- (4) 補助金の交付を受けた年度から 5 年間町長から有害鳥獣捕獲活動に従事する旨の要請があった場合に、従事することを誓約する者

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は別表に掲げる対象経費の合計の 2 分の 1 以内（1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) わな猟免許取得等に係る経費に対する限度額 5 万円
- (2) 第一種銃猟免許取得等に係る経費に対する限度額 10 万円

3 この要綱による補助金の交付は、1 申請者につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、興部町補助金等交付規則（平成 27 年規則第 2 号）第 4 条に定める補助金等交付申請書に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許取得等補助金対象経費内訳書（様式第 1 号）
- (2) 狩猟免許等の取得を証明する書類（わな猟免許を取得した場合は、狩猟免許の写し。第一種銃猟免許を取得した場合は、狩猟免許及び銃砲所持許可証の写し。）
- (3) 前条に定める経費に要した領収書の写し

(4) 興部部会に入会したこと、又は入会していることを証する書類

(5) 誓約書（様式第 2 号）

（補助金の請求）

第 6 条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、狩猟免許取得等補助金請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 7 条 町長は、交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第 8 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日の属する年度から 5 年以内に、補助対象とした猟具等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。並びに有害鳥獣捕獲活動に従事しなくなったとき。ただし、特別な事情により有害鳥獣捕獲活動の従事が困難であると認められる場合を除く。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

（書類の整備等）

第 9 条 交付決定者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該対象事業が完了した日の属する町の会計年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

○わな猟免許取得等に係る経費

区分	対象経費
狩猟免許取得に係る経費	狩猟免許申請手数料
	医師の診断書料
	予備講習の講習料
	狩猟者登録手数料
わな所持に係る経費	わなの購入費用

○第一種銃猟免許取得等に係る経費

区分	対象経費
狩猟免許取得に係る経費	狩猟免許申請手数料
	医師の診断書料
	予備講習の講習料

	狩猟者登録手数料
猟銃所持に係る経費	初心者講習会の講習手数料 教習資格認定申請手数料 医師の診断書料 猟銃用火薬譲受許可申請手数料 射撃教習受講料 銃砲所持許可申請手数料 猟銃 猟銃用ロッカー 実包用ロッカー

様式第 1 号(第 5 条関係)

狩猟免許取得等補助金対象経費内訳書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

誓約書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

狩猟免許取得等補助金請求書
[別紙参照]